

勧告に当たって（北九州市人事委員会委員長談話）

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会による給与勧告制度が設けられており、従来から本委員会は、本市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、勧告を行ってきました。

本年も、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を583円（0.14%）下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、国の人事院勧告に準じ、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うよう勧告しました。

また、市内民間事業所における特別給（ボーナス）の支給状況を踏まえ、本市職員の「期末・勤勉手当の支給月数及びその配分」について、国に準じて措置することが適当である旨を言及しました。

なお、これにより、3年連続の月例給及びボーナスの引上げの内容となり、3年連続して引き上げられるのは、平成3年以来25年ぶりとなります。

このほか、「扶養手当の見直し」「雇用と年金の接続」、「働き方改革」、「心の健康づくりとハラスメント防止」、「県費負担教職員の給与負担等の移譲」及び「服務規律の保持」などについて、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員法に規定されている情勢適応の原則に基づき、職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

関係各位におかれましては、勧告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、職員各位におかれては、市民の信頼と期待に応えるよう公務員としての高い倫理観と使命感を持ち、一層職務に精励されるよう要望いたします。

平成28年9月20日

北九州市人事委員会

委員長 河原 一 雅